

質問第七二号

ミャンマー国民和解担当日本政府代表の国民和解における実績に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十六日

伊勢崎 賢治

参議院議長 関 口 昌 一 殿

ミャンマー国民和解担当日本政府代表の国民和解における実績に関する質問主意書

私が提出した「ミャンマー国民和解担当日本政府代表の基本姿勢に関する質問主意書」（第二百十九回国会質問第四四号）に対する答弁（内閣参質二一九第四四号）において、政府は「政府としては、お尋ねの「国民和解」の実現に参加すべき「当事者」に御指摘の「NUG」は含まれると考えている。」と答弁した。これにより、「国民和解」の実現に参加すべき「当事者」にNUGが含まれることを理解した。以上を踏まえ、以下質問する。

一 ミャンマー国民和解担当日本政府代表は、NUGとの間で、どのような交渉をしてきたか。ミャンマー国民和解担当日本政府代表がこれまでNUGに接触していないとすれば、その理由は何か。

二 ミャンマー国民和解担当日本政府代表に対し、現在、政府はどのような役割を与えているか。右質問する。